

広島県告示第三百七十五号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定によって、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成二十四年四月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 処分をした年月日

平成二十四年三月二十九日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

有限会社ケイエス工業

広島市中区西白島町二番一八号眞木ビル一階

代表取締役 箱崎 喜一

三 被処分者の許可番号

広島県知事許可（般―二二）第三三一二五号

四 処分の内容

塗装工事業及び防水工事業に関する一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実

被処分者の取締役は、詐欺の罪により、広島高等裁判所から懲役一年六月の判決を受け、平成二十四年二月二十四日にその刑が確定した。

このことが、建設業法第二十九条第一項第二号に該当すると認められる。